

ジ・イーグルゴルフ「THE EAGLE GOLF」会則

第1条（名称）

本会則の対象となるゴルフ練習場は、ジ・イーグルゴルフ「THE EAGLE GOLF」（以下、「本練習場」という）と称します。

第2条（所在地）

本練習場の所在地は、北海道札幌市中央区南7条西10丁目に置きます。

第3条（目的）

本練習場の会員が、本練習場内の諸施設を利用することにより、心身の健康維持・増進、品格ある会員相互の親睦を、ゴルフを通じて図ることを目的としています。

第4条（運営・管理）

本練習場の施設は、ジ・イーグルゴルフ「THE EAGLE GOLF」が運営・管理をおこないます。

第5条（会員）

(1) 本練習場は会員制とし、入会する際に定められた会員種別で契約し、本練習場施設利用約款（以下「約款」という）に基づき、諸施設を利用することができます。

(2) 会員の契約期間は、本練習場所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第6条（会員種類）

本練習場の会員の種類と入会金、および月会費は、次のとおりとします。

	入会金	月会費
(1) レギュラー会員（個人1名記名）	20,000円	29,800円
(2) VIP会員（個人1名記名）	20,000円	45,000円
(3) 法人会員（法人2名無記名）	20,000円	60,000円
(4) プレミアム会員（個人1名記名）	20,000円	59,800円
(5) 平日デイ会員（個人1名記名）	20,000円	20,000円
(6) 平日ナイト会員（個人1名記名）	20,000円	25,000円
(7) ホリデーナイト会員（個人1名記名）	20,000円	18,000円

第7条（入会資格）

本練習場に入会の資格を有する方は、本練習場の趣旨に賛同し、会則ならびに約款その他、練習場の定める事項を遵守することを承諾し、次の各号の全てに該当する入会を希望する方とします。

- (1) 本練習場の会員として、相応しい品格と社会的信用のある方。
- (2) 健康状態が本練習場の施設の利用に支障のない方。
- (3) 法定伝染病・精神病疾患でない方。
- (4) 刺青等（ファッションタトゥーを含む）をしていない方。
- (5) 暴力団ならびにそれに類する組織、またはその構成員と認められない方。
- (6) 過去にゴルフ倶楽部やスポーツクラブなど会員制の団体より会員資格の除名や停止、または過度のクレームなどで処分を受けたことのない方。
- (7) その他本練習場が適当と認めた方。

第8条（未成年者）

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、入会申し込みをおこなうものとします。この場合、親権者は会則ならびに約款に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条（入会手続き）

本練習場に入会を希望する方（以下「入会希望者」という）は、本会則ならびに約款を承諾した上で、本練習場所定の申し込み手続きをおこない、本練習場の承認を得るとともに、本練習場の定める諸費用を支払うものとします。

入会希望者の申し込み手続きは、次のとおりとします。

- (1) 入会希望者は、本練習場所定の入会申込書に必要事項を入力、記入した上、必要書類等を添えて本練習場へ提出するものとします。
- (2) 本練習場は速やかに入会審査をおこない、入会を承認した入会希望者に対して、会員番号を交付するものとします。
- (3) 入会希望者は、本練習場所定の期日内に入会金、月会費を支払うものとします。
- (4) 会員資格は、本練習場が入会を承認した日を以って取得するものとします。本練習場はその自由な裁量により、入会申し込みを承認し、または承認しないことができるものとし、承認しない場合にも、その理由は開示しないものとします。

第10条（会員証）

- (1) 会員は本練習場の施設を利用する際は、会員証を必ず携帯するものとします。
- (2) 会員証は記名された会員本人のみが利用できるものとします。尚、法人会員は、法人の社員、およびその関係者のみが利用できるものとします。
- (3) 会員は会員としての資格ならびに会員証を理由の如何を問わず第三者に譲

渡、貸与、質入等することができないものとしします。

(4) 会員は会員証を紛失、盗難、毀損その他利用が困難となった場合には、速やかに本練習場所定の方法で再発行の申請をするものとしします。尚、再発行には本練習場所定の再発行に関する手数料を支払うものとしします。

(5) 会員は会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を返還するものとしします。

第 11 条（入会金、月会費、その他料金等）

(1) 入会金、月会費ならびにその他の料金等の金額は、本練習場が別に定めるものとしします。

(2) 会員は前項で定めた金額を所定の方法で、所定の期日迄に本練習場に納入しなければなりません。

(3) 本練習場は理由の如何を問わず、支払われた入会金、月会費ならびにその他の料金を会員に対して一切返還しないものとしします。

(4) 利用回数の有無に関わらず、本練習場所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。

(5) 本練習場は運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金、月会費ならびにその他の料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において掲示するものとしします。

第 12 条（支払方法）

(1) 会員は入会金、初月会費ならびに次月会費を入会手続きの際に本練習場受付、またはクレジットカードで支払うものとしします。

(2) 月会費は前払いとし、会員は入会翌月以降の月会費を本練習場所定の日の本練習場受付、またはクレジットカードの定額払いによる方法で毎月翌月分を支払うものとしします。

第 13 条（変更事項）

(1) 会員は、入会申込書に記載した内容（住所等）に変更があった場合には、速やかに変更手続きを、本練習場所定の方法で届出るものとしします。

(2) 本練習場から会員への通知連絡は、会員から届出のあった最新の住所または連絡先やメールへの郵送、送信を以って通知の効力を有するものとしします。但し、本練習場が必要と認めた場合には、その内容を施設内の本練習場所定の掲示板またはホームページ等に掲示することを以って、郵送もしくはメールによる通知連絡に代えることができるものとしします。

第 14 条（会員資格喪失）

会員は、次の各号の 1 つに該当する場合は、会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 会員が除名されたとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 運動可能な健康状態でなくなったとき。
- (5) 破産の申し立てがあったとき。
- (6) 経営上重大な理由により本練習場を閉鎖したとき。
- (7) 法人が解散したとき。
- (8) 1 年以上本練習場のご利用がなく本練習場が退会とみなしたとき。
- (9) その他会員として相応しくないと本練習場が認めたとき。

第 15 条（会員除名）

本練習場は、会員が次の各号の 1 つに該当する場合は、その会員を除名し、以降も本練習場への入場を禁止することができるものとします。

- (1) 月会費等その他本練習場に対する支払いを 2 ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 本会則、利用約款、その他本練習場が定める諸規則に違反したとき。
- (3) 本練習場の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (4) 入会に際して本練習場に虚偽の申告をしたとき。
- (5) 施設等を故意または重大な過失により破損させたとき。
- (6) その他会員として相応しくないと本練習場が認めたとき。

尚、除名により退会した場合、支払い済みの翌月分は全額、退会日に該当する当月分は、退会日を基準として日割り計算にて返金いたします（金額は税込）。

第 16 条（諸規則の遵守）

会員は、本練習場施設利用に際して、本会則ならびに約款その他本練習場が別途定める規則、注意事項を遵守し、本練習場内ではスタッフの指示に従っていただきます。

第 17 条（予約制限）

本練習場を利用する際の事前予約は常時 1 回分とし、会員種類により利用いただける時間内のみとします。但し、利用終了時以降に練習打席に空きがある場合は、継続してご利用いただけます。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) レギュラー会員 | 予約 1 回につき 1 時間迄 |
| (2) VIP 会員 | 予約 1 回につき 2 時間迄 |
| (3) 法人会員 | 予約 1 回につき 2 時間迄 |
| (4) プレミアム会員 | 予約 1 回につき 4 時間迄 |
| (5) 平日デイ会員 | 予約 1 回につき 1 時間迄 |
| (6) 平日ナイト会員 | 予約 1 回につき 1 時間迄 |

(7) ホリデーナイト会員 予約 1 回につき 1 時間迄

第 18 条 (その他のサービス)

本練習場は会員の事前の承諾を得ることなく、施設内容の追加、変更ならびに廃止をすることができるものとします。

第 19 条 (営業時間)

本練習場の営業時間は別に定めるものとします。但し、本練習場はこの営業時間を臨時に変更することができるものとします。

第 20 条 (休業日)

(1) 本練習場の休業日は別に定めるものとします。

(2) 本練習場は施設の点検、補修ならびに改造等その他やむを得ない理由の場合には、別途施設内もしくはホームページに掲示または通知した上、臨時に休業日を設け、または利用制限できるものとします。

(3) 年末年始、お盆等の季節休業日については、別途施設内もしくはホームページに掲示または通知するものとします。

(4) 休業日の増加、臨時休業日を設定する場合、本練習場は会員に対する補償を要しないものとします。

(5) 会員は本練習場に対し、意義申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第 21 条 (施設の閉鎖・運営の廃止)

本練習場は次の理由により、本練習場の全部または一部を閉鎖、または廃止することができるものとします。

(1) 気象、災害等により、開業が困難と判断したとき。

(2) 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

(3) その他やむを得ない事由が発生したとき。

尚、この場合、全ての会員はその資格を喪失するものとし、本練習場は既納の入会金、ならびに月会費等は返還しないほか、特別の補償は一切おこなわないものとします。会員は本練習場に対し、異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

4. その他

第 22 条 (個人情報利用目的)

本練習場で知り得た個人情報は、次の各号の場合に限り利用するものとします。

(1) 本練習場が何らかの理由で会員に連絡をとる必要が生じたとき。

(2) 会員の名簿管理、休講管理、会費管理をするとき。

(3) 本練習場が運営する施設イベント、新商品開発等でのご案内、ダイレクト

メールを発送するとき。

(4) 本練習場のサービスや商品の改善のためにマーケット分析をおこなうとき。

(5) 本練習場は月会費を口座振替またはクレジットカード定期払いするために、会員の個人情報を振替またはクレジットカード業務委託業者に預けることができるものとします。尚、この場合、本練習場は預け業者に対し、情報漏洩等の事故がないように十分に監督をおこなうものとします。

(6) 会員は自己の個人情報について確認、訂正、削除等を希望する場合には、本練習場にその旨を申し出ることができるものとします。

第 23 条（休会）

(1) 会員は本練習場所定の休会手続き及び休会手数料毎月 1,000 円を支払うことで、休会することができるものとします。

(2) 会員は本練習場が前項の休会届を休会希望月の前月 10 日までに受理した場合とし、前月 11 日以降の受理は希望月の翌月から休会するものとします。

第 24 条（退会）

(1) 会員は本練習場所定の退会手続きをおこなうことによって、本練習場を退会することができるものとします。この場合、月会費等その他未払い料金のある場合には、これを直ちに完納するものとします。

(2) 会員は本練習場が前項の退会届を退会希望月の前月 10 日までに受理した場合とし、前月 11 日以降の受理は希望月の翌月から退会するものとします。

第 25 条（届出）

会員は、休会、退会ならびに会員種類を変更する場合には、その希望月の前月 10 日までに本練習場に、所定の届出書を提出するものとします。

（代理人による手続きまたは電話による申し出は、受け付けられません。）

第 26 条（損害賠償）

(1) 会員が本練習場の施設利用に際して、本人または第三者に生ぜしめた人的・物的事故については、本練習場は一切損害賠償の責を負いません。

(2) 会員が、本練習場の施設利用に際して、本練習場または第三者に損害を与えた場合、速やかにその損害賠償の責に任じるものとします。

第 27 条（盗難）

(1) 会員が、本練習場の利用に際して生じた被害については、本練習場は一切損害賠償の責を負いません。

(2) クラブ保管所の利用に際して生じた被害についても、本練習場は一切損害賠償の責を負いません。

第 28 条（紛失・忘れ物）

（1）会員が、本練習場の利用に際して生じた被害については、本練習場は一切損害賠償の責を負いません。

（2）会員の忘れ物については、一定期間（7日間）保管した後、処分させていただきます。

第 29 条（会則の改定）

本練習場は必要と定めた場合、本会則の改訂をおこなうことができます。

尚、改訂内容はその内容を施設内もしくはホームページに掲示または通知したときから全会員に適用されるものとします。

第 30 条（附則）

（1）本会則に定めない事項および業務上必要な細則の制定ならびに改正は、本練習場に於いてこれを定めます。

（2）本会則は 2022 年 12 月 26 日より実施します。

附 則

本会則は 2024 年 12 月より改正施行します。

本会則は 2025 年 3 月より改正施行します。